

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成22年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成22年分）

(1) 利子所得（源泉分離）	15%
----------------	-----

(2) 配当所得

	平成16年 1月～18年 4月	平成18年 5月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	7%（注1）		
確定申告不要制度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等など）	総合課税		
源泉徴収税率	20%		
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税		
源泉徴収税率	15%（注2）		

(注1) 居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要

(注2) 居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

(3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）

(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等.....	7%
-----------------------------	----

(5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)

(6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 …… 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」… (略)

日 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%

(7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの

(1) 原稿料等（所得税法第 204 条 1 項 1 号）

弁護士、税理士等（同条1項2号）

職業野球選手、騎手等（同条1項4号）

芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）

契約金（同条1項7号）

(ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）＝1回の支払金額1万円超の部分

職業拳闘家（同条1項4号）

外交員 集金人 電力量計の検針人（同条1項4号） 目由の支払金額12万円超の部分

バー、キャバレーのホステス等（同各1項6号、措置令第41条の20）

ハ一、キヤバレーの水スリ等（同条一項の号、措置法第41条の20）

$$= (50 \text{ 円} \times \text{計算期間の日数}) \text{ を超える部分}$$

広告宣伝の賞金（同条1項8号）＝1回の支払金額50万円超の部分

(八) 診療報酬（同条1項3号）＝月分の支払金額20万円超の部分 10%

(二) 公的年金等（所得税法第 203 条の 2）＝（（公的年金等の支給額）－（控除額））

A「扶養親族等申告書」を提出した場合..... 5%

B「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合..... 10%

(ホ) 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第 207条)

= (支払う年金の額 - その年金額に対応する保険料又は掛金の額) で25万円以上のもの..... 10%

口 内国法人に対して支払われるもの

・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）

= (賞金の額の20% + 60万円) を超える部分 10%